

# 定 款 細 則

(目的)

第1条 この定款細則は社会福祉法人東京アフターケア協会（以下法人という）の定款第41条により施行細則を定める。

(理事長の専決事項)

第2条 定款第24条の規程における理事長の専決事項は、次の項目の業務とする。

- ①施設長の任免を除く職員の任免
- ②職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること
- ③債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの  
ただし、法人運営に重大な影響があるもの及び、理事長個人が特別の利害関係を有する場合を除く
- ④設備資金の借りに係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの  
ア. 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入  
イ. 施設設備の保守管理、物品の修理等  
ウ. 100万円以上300万円未満の緊急を要する物品の購入等
- ⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分  
ただし、500万円以上の物品及び、法人運営に重大な影響があるもの、理事長個人が特別の利害関係を有する場合を除く
- ⑦損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄  
ただし、500万円以上の物品及び、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く
- ⑧予算上の予備費の支出
- ⑨入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- ⑩入所者の預り金の日常の管理に関すること
- ⑪寄付金の受け入れに関する決定  
ただし、500万円以上の物品並びに現金及び、法人運営に重大な影響があるものを除く

(旅費)

第3条 非常勤役員等、評議員及び評議員選任・解任委員が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び監査等法人業務について出勤した場合は、交通費として一律3,000円を支給する。ただし常勤職員を兼務する場合は除く。

2 役員等が法人の業務のため出張命令を受けて旅行し、宿泊する場合は、次の基準により旅費を支給する。

イ. 交通費	実 費
ロ. 宿泊費	実 費
ハ. 日 当	5,000円
ニ. 宿泊費に含まれない食費	2,000円

出張の場合は、交通費を実費支給するほか、次の各号を適用する

(1) 昼食費	2,000円
(2) 夕食費	2,000円

3 特別の事由により所定額をもって支弁し難いときは実情を考慮して増額することができる

4 旅費は原則として任務終了後支給するが、必要により旅行前に概算額を支給し、帰任後清算することができる。

(事業計画及び予算執行の特例)

第4条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

(法人事務局の構成)

第5条 法人に事務局について次のように定める。

- 2 法人事務局の長は、常務理事が担当する。
- 3 法人事務局は、理事長(法人代表)、常務理事、及び理事長の指名する理事、職員によって構成する。

(法人事務局の業務)

第6条 法人事務局は、事務局の長のもとで、東京アフターケア協会の日常的な運営が円滑に行われるよう次の法人業務を行う。

- ①理事会・評議員会等に関する事
- ②諸規程の整備に関する事
- ③財産の取得、管理及び処分に関する事
- ④資金の計画、調整及び運用に関する事
- ⑤登記に関する事
- ⑥職員の人事に関する事
- ⑦事業計画および予算に関する事
- ⑧事業報告及び決算に関する事
- ⑨現況の報告に関する事
- ⑩許認可等各種申請に関する事
- ⑪目的事業の進行管理に関する事
- ⑫法人印鑑の管理
- ⑬その他、理事長が指示した事項に関する事

(改廃)

第7条 本細則の改廃は、理事会及び評議員会の承認を経て行う。

(附則)

この細則は、平成10年 9月 9日施行  
平成15年 4月 1日改定  
平成19年 4月 1日改定  
平成28年 4月 1日改定  
平成29年 4月 1日改定